

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 2 日現在

機関番号：11101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2015

課題番号：26780008

研究課題名(和文) 国際人権法の視点を採り入れた受刑者の実効的な権利保障に向けて

研究課題名(英文) prisoners' effective human rights guarantee from the perspective of international human rights law

研究代表者

河合 正雄 (KAWAI, Masao)

弘前大学・人文学部・講師

研究者番号：90710202

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：イギリスの行刑をめぐるヨーロッパ人権裁判所の判例動向などを探り、よりよい受刑者の権利保障に向けたあり方について考察した。

具体的には、第1に、拘禁中の全受刑者の選挙権の一律の剥奪、第2に、人工授精をする自由の事実上の禁止、第3に、弁護士の同席を認めないまま科した拘禁期間の延長を伴う懲罰、第4に、仮釈放の可能性を事実上認めない絶対的無期刑が、それぞれヨーロッパ人権条約に違反するとした判例動向や判例を受けた国内実務の変容などについて検討した。

研究成果の概要(英文)：I investigated the jurisprudence of the European Court of Human Rights and so forth about prisoners' rights in England and Wales for prisoners' effective human rights guarantee. I analyzed the following judgments which decided that the legislations or the prison administration systems were violating on European Convention on Human Rights: Firstly, disenfranchisement on all of the sentenced prisoner in detention automatically. Secondly, the refusal to provide access to facilities for artificial insemination at his own expense. Thirdly, to award disciplinary punishment with detaining in prison beyond the date on which he would otherwise have been released (i.e. the award of additional days) without granting legal representation at the disciplinary hearings. And lastly, whole life sentences with very little real possibility for review and release.

研究分野：公法学

キーワード：受刑者の権利 ヨーロッパ人権裁判所 イギリス

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の憲法学における受刑者の権利保障をめぐる研究の不足

基本的な人権の理念からすると、受刑者も身柄の拘束に伴う移動の自由やそれに必然的に付随する制約を除き、原則として権利・自由を享受し続けるべきものと考えられる。しかしながら、日本の刑事施設における受刑者の権利・自由の制約が余りにも広範かつ瑣末な点にまで及ぶ現状は、国内外から問題視されてきたにもかかわらず、受刑者の権利・自由論に関して日本の憲法学は大きな関心を抱いてこなかった。

日本の判例法理においても特別権力関係論が克服されて久しいものの、最高裁判例は、例えば喫煙禁止事件(最大判1970年9月16日民集24巻10号1410頁)やよど号ハイジャック新聞記事抹消事件(最大判1983年6月22日民集37巻5号793頁)において、結論として、外部社会では許容されえない権利制約(喫煙の禁止と新聞記事の抹消)を行う実務を容認している。

これには、受刑者の人権保障に関する憲法学の研究蓄積の不十分さも、直接的ではないにせよ影響を与えているものと思われる。受刑者は国家権力と直接対峙する関係にあり、少数者の人権保障を憲法学の重要な課題とする立場からすると、日本の憲法学は、受刑者の権利・自由論に対して真剣に取り組むことが求められる。

(2) ヨーロッパ人権裁判所やイギリスの国内裁判所に注目する意義

この点で、ヨーロッパには、ヨーロッパ人権裁判所が、受刑者訴訟においても一定の役割を果たしている。また、近年のイギリスの裁判所も、ヨーロッパ人権裁判所の影響を受け、権利救済を行った一定の判例が蓄積されている。日本はヨーロッパ評議会の締約国ではないものの、ヨーロッパ人権裁判所判例法理は国際人権B規約を解釈する上で重要な指針の1つとして認められており、日本法を解釈する上でも有用である。

選挙権保障を例にとれば、少なくとも全受刑者の選挙権を一律に剥奪することは、ヨーロッパ人権条約上許容されえないことがヨーロッパ人権裁判所判例法理上確立している。憲法学が国際人権法の視点を取り入れた上で受刑者の権利・自由に関する理論研究を展開させていけば、一律に受刑者の選挙権を剥奪する現行の公職選挙法の問題点はよりクローズアップされていたはずである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、イギリスやヨーロッパ人権裁判所の判例を参照し、いかに日本の司法機関が受刑者の権利保障に資する判断を行

いうかを解明することにある。具体的には、次の事柄である。

(1) 受刑者の権利保障に向けて一定の積極的な役割を果たしているイギリスの裁判所の判例動向と、同国に大きな影響を与えているヨーロッパ人権裁判所の判例法理の展開を、国際人権機関という限界を見据えつつも分析する。

(2) 多くの種類の権利・自由の制約が争われたイギリスやヨーロッパ人権裁判所の判例を考察し、権利・自由の制約の限界に関する示唆を得ることで、いかに日本の司法機関が受刑者の権利保障に資する判断を行うかを解明する。

## 3. 研究の方法

本研究の目的は、研究代表者自身の2013年度以前の研究成果を踏まえつつ、イギリスとヨーロッパ人権裁判所の判例を参照することにより、いかに日本の司法機関が受刑者の権利保障に資する判断を行うかを解明することにある。従って、受刑者の権利・自由に関するイギリスとヨーロッパ人権裁判所の判例法理や理論動向を、判例、学術論文や公的機関の文書等によって分析する研究活動を基本とする。

(1) 研究を推進するために要する日本、イギリスおよびヨーロッパ人権裁判所に関する資料(日本語および英語文献)には、所属研究機関において入手可能な資料も含まれる資料が限られているため、最新の情勢をふまえた先駆的な研究を進める上で、主として早稲田大学(東京都)に定期的に赴く。

(2) 上述の活動に加えて、国際人権法学会やイギリス憲法研究会をはじめとした、イギリス憲法や国際人権法研究者が集う憲法・国際人権法系の学会・研究会に定期的に参加し、多角的な知見を得ることで、より効果的な研究を推進する。

## 4. 研究成果

2年間で達成することのできた研究内容は、以下の通りである。具体的には、(1)と(2)の領域で研究成果を公表し、(3)と(4)の領域で研究活動を進め、その成果の一部を下記の判例集(未刊行)に執筆した。

### (1) 選挙権保障

2005年にヨーロッパ人権裁判所が、受刑者の選挙権を一律に排斥するイギリスの1983年国民代表法3条1項は、自由選挙に対する権利を保障したヨーロッパ人権条約第1議定

書3条に違反すると判決を下したことによって、イギリス政府は同法を改正する義務を負った。しかし、国会や多くの国民感情は、イギリスの厳罰化政策に対する支持やナショナリズム感情から受刑者への選挙権付与に異議を唱えており、現在もなお法改正が実現していない。これに対して、ヨーロッパ人権裁判所やヨーロッパ評議会閣僚委員会は、イギリスに対して繰り返し選挙権を付与するための国内法改正を求めており、これに強く反発するイギリス国内とストラスブル間の膠着状態が十年來続いている点について、検討を進めた。

具体的な研究成果は、次の2点である。

第1に、2013年9月27日の大阪高裁判決(判時2234号29頁)が、受刑者の選挙権を全面的に剥奪する日本の公職選挙法11条1項2号に対して違憲判決を下し、確定した。同判決を念頭において、普通選挙原理にてらせば原則としてあらゆる受刑者に選挙権の付与が求められる点に言及した後、受刑者の選挙権をめぐる2005年以降のヨーロッパ人権裁判所判例法理の展開を分析し、日本の公職選挙法改正を展望した「5. 主な発表論文等の〔雑誌論文〕」を刊行した。

第2に、ストラスブルと、イギリス国内の世論や政治部門の双方から一定の距離を保ちうるイギリスの国内裁判所の立ち位置が、両者の膠着状態を脱する糸口となる可能性がある。そこで、受刑者の選挙権に関する2012年以降のヨーロッパ人権裁判所の判例法理は、一部の受刑者に対する選挙権付与を求めているにすぎない点を改めて確認し(例えば、無期刑受刑者の選挙権を剥奪し続けても、ヨーロッパ人権条約違反にはならない)1983年国民代表法改正の現実的な落としどころを示そうとしたイギリスの2013年の最高裁判所判決に着目した論文を、「5. 主な発表論文等の〔図書〕」として刊行した。

## (2) 人工授精と私生活の尊重を受ける権利

日本の刑事収容施設では、受刑者の夫婦面会や人工授精を行う可能性を一律に禁止している。この事実に対して、研究者や受刑者の支援団体の間ですら議論の対象としたり、真摯に問題提起することは皆無に等しい。しかし、性交渉や生殖に向けた活動は、人間にとって根源的または高度にプライベートな営みである。また、受刑者の権利・自由の制約根拠となりうる収容目的として一般にあげられる「拘禁の確保」、「規律秩序の維持」や「社会復帰」を厳密に吟味すると、受刑者に対する人工授精の拒絶や原則的な禁止は、少なくとも自明のものとして導くことはできない。

2007年12月にヨーロッパ人権裁判所大法廷で下されたDickson対イギリス判決は、ヨーロッパ人権条約8条が保障する私生活の尊重を受ける権利に「遺伝上の親になる決定を尊重される権利」を読み込んだ。そして、こ

れに受刑者がヨーロッパ人権条約上の権利・自由の享有主体であることを原則として承認するヨーロッパ人権裁判所判例法理を組み合わせ、受刑者が人工授精の利用を求める権利が条約8条の射程に入ることを認めた。その上で、受刑者が自費で人工授精をする自由を事実上禁止したイギリスの行刑実務が、条約8条に違反することを認定した。同判決を題材として、自由刑の目的から見た受刑者の権利制約の限界や、イギリスの行刑実務の問題点を論じた「5. 主な発表論文等の〔雑誌論文〕」を刊行した。

## (3) 懲罰手続の適正化

懲罰は、受刑者を統制・管理する最も強力な手段であるが、刑事施設側によって恣意的に運用されるおそれがつきまとう。とりわけ日本の行刑実務では、懲罰を受けることによって仮釈放を遅らせる運用がとられており、より一層の公正な懲罰手続の確保が求められる。しかしながら、権力分立や行刑の専門性・技術性の観点から、司法機関や弁護士が事後的ではない形で懲罰手続に關与する可能性について、日本では殆ど議論されていない。

そこで、2003年10月にヨーロッパ人権裁判所大法廷で下されたEzeh and Connors対イギリス判決を題材として検討を進めた。ヨーロッパ人権裁判所判例法理は、外部社会と同水準での人権保障を確保することができない刑事施設の特異性を認めた一方で、ヨーロッパ人権条約6条が保障する公正な裁判を受ける権利は重要であり、刑事施設被収容者から同条の保障を奪う根拠はないことを重視している。同判決は、有期刑受刑者に対する最も重い懲罰とされ、拘禁日数を最大42日間加算するイギリスの拘禁日数付加罰(the award of additional days)は刑事罰に相当するとして、懲罰審理時に弁護士の出席を拒否したまま懲罰を科した点に対して、ヨーロッパ人権条約6条違反を認定した。

ヨーロッパにおいては、行刑運営の根幹である懲罰権の行使においても、刑事手続に準じた権利保障を及ぼせる方向に向かっていく事や、同判決を受け、これらの懲罰を科すにあたっては刑事施設から独立した法曹に審理させるなど、イギリスの行刑実務が手続適正化に向けて変容している点が確認された。

この研究成果は、Ezeh and Connors対イギリス判決の判例評釈という形で河合正雄「受刑者の権利 懲罰手続への条約6条適用可能性 エゼ判決」戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(信山社、査読有り)に掲載され、2016年12月に出版される予定である。

## (4) 仮釈放のない無期刑受刑者

本科研受給以前に、河合正雄「無期刑受刑者の人身の自由 イギリスの無期刑受刑者

の拘禁期間をめぐる司法判断を題材として」早稲田法学会誌第61巻1号(2010年)141-189頁(単著、査読有り)を刊行した。1990年代以降のヨーロッパ人権裁判所は、主として人身保護や適正手続(ヨーロッパ人権条約5条4項・6条)を保障する観点から無期刑受刑者の拘禁期間の長期化に一定の歯止めをかける判断を下しており、これがイギリスの国内裁判所に影響を与えている。同論稿では、この点に着目し、主に1980年代以降のイギリスとヨーロッパ人権裁判所の判例の展開を考察し、日本の無期刑受刑者の仮釈放手続の積極化に向けた示唆を提示した。

しかし、同論稿では、主として、身体の自由に対する権利や公正な裁判を受ける権利(ヨーロッパ人権条約5条・6条)といった手続的な権利規定からの考察が中心であり、拷問等を禁止したヨーロッパ人権条約3条の視点からの検討がさほどなされていない。現在の日本では議論が盛んに行われるとはいえないものの、日本の無期懲役(・禁錮)刑の服役期間の長期化を鑑みると、無期刑を日本国憲法36条が絶対的に禁ずる「拷問及び残虐な刑罰」との関係から考察することも重要であると考えられる。

そこで、日本とイギリスに共通する厳罰化傾向を念頭におき、2013年7月のVinter and others 対イギリス事件大法廷判決を題材として検討を進めた。同判決は、ヨーロッパ評議会閣僚委員会による「2003年無期および長期刑受刑者の処遇に関する勧告23号」や「2003年仮釈放に関する勧告22号」などの国際人権諸法規の発展をふまえつつ、社会復帰処遇の重要性をヨーロッパ人権条約3条に読みこんだ。そして、たとえ罪状が極めて悪質な受刑者であっても「改善・更生」が見込まれる可能性に目を向け、量刑が確定した時点では適切な重さであったとしても、一般に自由刑の目的とされる「公衆の保護」や「社会復帰」の要素については、処遇効果等によって事後的に変化しうるとして、仮釈放の可能性を事実上認めないイギリスの絶対的無期刑に対して条約3条違反を認定した。

この研究は、2014年6月に中間報告をしているほか(「5.主な発表論文等の〔学会発表〕」)、Vinter and others 対イギリス判決の判例評釈という形で、河合正雄「受刑者の権利 仮釈放の可能性のない無期刑 ヴィンター判決」戸波ほか編・同上掲載され、2016年12月に出版される予定である。

しかしながら、より全体的な研究成果をまとめ、公表することはできなかつた。この点については、無期刑受刑者にとどまらず、受刑者の円滑な社会復帰の実現に向けた司法機関の関与の可能性に関する研究として、「受刑者の社会復帰に資する憲法解釈学の刷新 国際人権法に基づく司法の関与の検討」(河合正雄代表、若手研究(B)(2016年4月~2019年3月(予定)、研究課題番号:

16K16981))における課題として検討を継続する。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

河合正雄「受刑者と生殖の自由 ヨーロッパ人権裁判所判例を題材として」  
青森法政論叢、査読あり、  
第16号18-28頁、2015年

河合正雄「コメント：受刑者選挙権訴訟について 大阪高裁2013(平成25)年9月27日判決」  
国際人権、査読なし、  
第25号67-70頁、2014年

〔学会発表〕(計1件)

河合正雄「仮釈放の可能性のない無期刑 ヴィンター判決」  
ヨーロッパ人権裁判所判例研究会、早稲田大学(東京都)、2014年6月1日

〔図書〕(計1件)

河合正雄「受刑者の選挙権から見たヨーロッパ人権裁判所とイギリス」  
倉持孝司・松井幸夫・元山健編著、愛敬浩二・岩切大地・植村勝慶・江島晶子・大田肇・河合正雄・小松浩・榊原秀訓・佐藤潤一・鈴木眞澄・杉山有沙・成澤孝人・藤田達朗・松井幸夫・松原幸恵・宮内紀子・村上玲・柳井健一共著『憲法の「現代化」 ウェストミンスター型憲法の変動』  
敬文堂、375-389頁、2016年

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等：なし

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

河合 正雄(KAWAI, Masao)

弘前大学・人文学部・講師

研究者番号：90710202

(2)研究分担者：なし

(3)連携研究者：なし